

仙台市の人口

平成12年国勢調査第2次基本集計結果

平成12年国勢調査の概要

1 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成12年国勢調査はその17回目に当たります。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成12年国勢調査は大規模調査です。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみると、戦前は、大規模調査(大正9年、昭和5年、昭和15年)の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査(大正14年、昭和10年)の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査(昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年)の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査(昭和30年、40年、50年、60年、平成7年)の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられています。

2 調査の時期

平成12年国勢調査は、平成12年10月1日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われました。

3 調査の法的根拠

平成12年国勢調査は、統計法(昭和22年法律第18号)第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われました。

国勢調査令(昭和55年政令第98号)

国勢調査施行規則(昭和55年総理府令第21号)

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和59年総理府令第24号)

4 調査の地域

平成12年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われました。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

5 調査の対象

平成12年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行いまし

た。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしました。ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所

5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としましたが、次の者は調査から除外しました。

- (1)外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2)外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

6 調査事項

平成12年国勢調査では、次に掲げる事項について調査しました。

(世帯員に関する事項)

a.氏名、b.男女の別、c.出生の年月、d.世帯主との続柄、e.配偶の関係、f.国籍、g.現在住居における居住期間、h.5年前の住居の所在地、i.在学、卒業等教育の状況、j.就業状態、k.就業時間、l.所属の事業所の名称及び事業の種類、m.仕事の種類、n.従業上の地位、o.従業地又は通学地、p.従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

a.世帯の種類、b.世帯員の数、c.家計の収入の種類、d.住居の種類、e.住宅の床面積、f.住宅の建て方

7 調査の方法

平成12年国勢調査は、総務庁(統計局・統計センター)一都道府県一市町村一国勢調査指導員一国勢調査員の流れにより行いました。調査の実施に先立ち、平成12年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成しました。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、その数は約94万です。なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されています。

平成12年国勢調査は、総務庁長官により任命された約83万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行いました。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入しました。
なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票です。
ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査しました。

用語の解説

1 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいいます。「常住している者」については、平成12年国勢調査の概要「5 調査の対象」を参照して下さい。

2 年齢

年齢は、平成12年9月30日現在による満年齢です。なお、平成12年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

3 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しました。
未婚—まだ結婚をしたことのない人 有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人 死別—妻又は夫と死別して独身の人 離別—妻又は夫と離別して独身の人

4 国籍

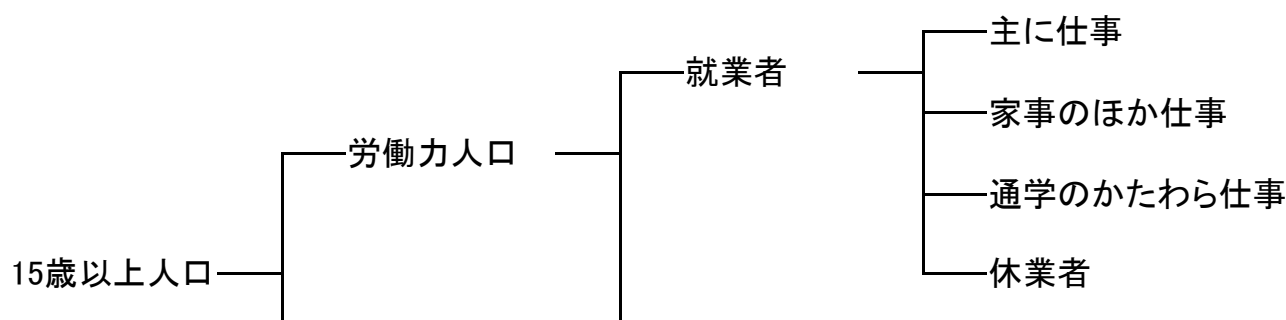
国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しました。ただし、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」の範囲は、インド、インドネシア、ヴィエトナム、カンボディア、シンガポール、スリ・ランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モルディヴ、ラオスの15か国としました。なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱いました。

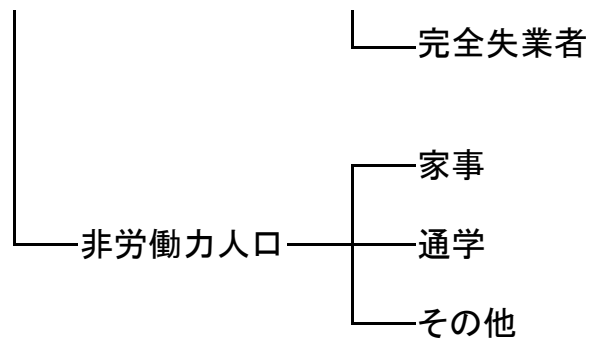
- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

5 労働力状態

15歳以上の者について、平成12年9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分しました。

<就業の状態>





労働力人口－就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者－調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人
 なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としました。
 (1)勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
 (2)個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合
 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めました。

主に仕事－主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事－主に家事などをされていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事－主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者－勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者－調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口－調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事－自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学－主に通学していた場合

その他－上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれません。

6 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分しました。

雇用者－会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇－期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇－日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役員－会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者－農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者－家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

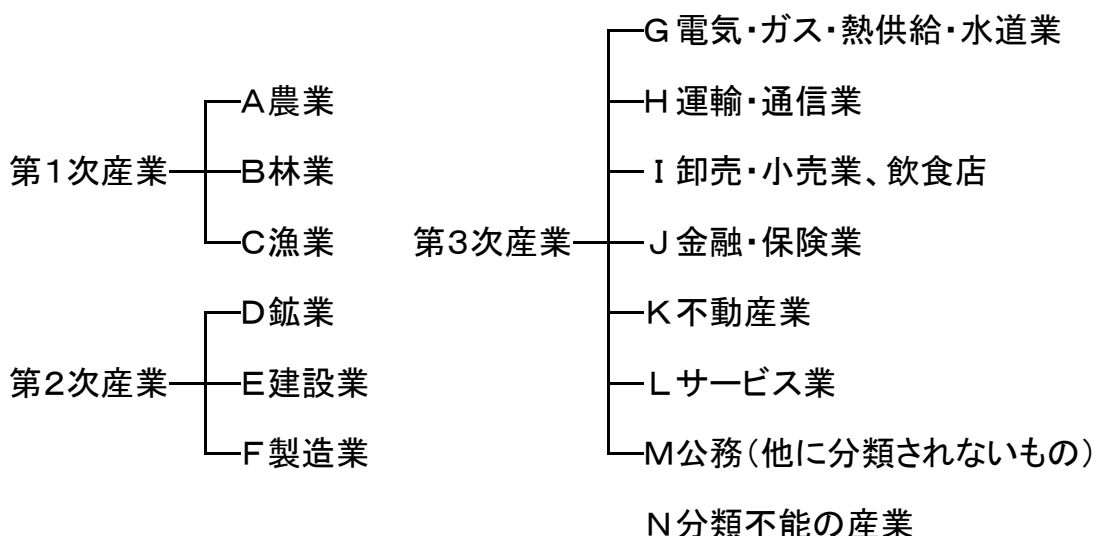
7 産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)によって分類しました。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によりました。

平成12年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成5年10月改訂)を基に、平成12年国勢調査の集計用に再編成したもので14項目の大分類、77項目の中分類、223項目の小分類から成っています。

なお、本報告書の産業(3部門)の区分は、大分類を次のように集約したものです。



8 就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいいます。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計としました。

9 居住期間

居住期間とは、現在の場所に住んでいる期間によって、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分したものをいいます。

10 教育

<在学か否かの別>

現在、学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しました。

卒業者－学校を卒業して、現在在学していない人

在学者－現在、在学中の人

未就学者－在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など学校教育法第1条にいう学校(幼稚園を除く。)及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

＜最終卒業学校の種類＞

最終卒業学校の種類は、「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」及び「大学・大学院」の四つに区分しました。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としました。

各区分に相当する主な学校は次のとおりです。

最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類	主な学校の種類
小学校・中学校	小学校・中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部・中学部 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所 普通科
高校・旧中1)	高等学校 准看護婦養成所 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部 旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校(予科・一部・二 部) 鉄道教習所(中等部・普通部) 通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種・乙種予科練
短大・高専2)	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所 旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大学・大学院3)	大学 大学院

1) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設(新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの)、大学入学資格検定規定による試験の合格者、専修学校高等課程(中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの)、実業学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含みます。

2) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの)、専修学校専門課程(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの)、専門学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科学力検定試験合格者等を含みます。

3) 水産大学校及び気象大学校大学部(いずれも新高卒を入学資格とする修業年限4年のもの)、高等試験合格者等を含みます。

11 一般世帯

一般世帯とは、次のものをいいます。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めました。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

12 世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいいます。親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としました。

13 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しました。

A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯 なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合もこれに含まれます。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれています。

B 非親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯 また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しました。

I 核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

a. 夫婦と夫の親から成る世帯、b. 夫婦と妻の親から成る世帯

(6) 夫婦とひとり親から成る世帯

a. 夫婦と夫の親から成る世帯、b. 夫婦と妻の親から成る世帯

(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

a. 夫婦、子供と夫の親から成る世帯、b. 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

a. 夫婦、子供と夫の親から成る世帯、b. 夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯

a. 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯、b. 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

a. 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯、b. 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯

族から成る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(14) 他に分類されない親族世帯

14 3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれません。

15 母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいいます。父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)をいいます。

単独有配偶者とは、夫婦のうちいずれか一方が世帯内にいない有配偶者のことをいいます。

16 家計の収入の種類

世帯を、世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類により、次のとおり区分しました。

1 賃金・給料が主な世帯—主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯

- (1) 賃金・給料のみの世帯—収入が賃金・給料のみの世帯
- (2) 農業収入もある世帯—主な収入が賃金・給料で、農業収入もある世帯
- (3) その他—主な収入が賃金・給料で、農業収入以外の他の収入もある世帯

2 農業収入が主な世帯—主な収入が、個人経営の農業(農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など)から得られる収入である世帯

- (4) 農業収入のみの世帯—収入が農業収入のみの世帯
- (5) 賃金・給料もある世帯—主な収入が農業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
- (6) その他—主な収入が農業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯

3 農業収入以外の事業収入が主な世帯—主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入である世帯

- (7) 農業収入以外の事業収入のみの世帯—収入が農業収入以外の事業収入のみの世帯
- (8) 賃金・給料もある世帯—主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
- (9) その他—主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯

4 内職収入が主な世帯—主な収入が、内職(家庭内で行う賃仕事)から得ている収入である世帯

- (10) 内職収入のみの世帯—収入が内職収入のみの世帯
- (11) 賃金・給料もある世帯—主な収入が内職収入で、賃金・給料の収入もある世帯
- (12) その他—主な収入が内職収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯

5 恩給・年金が主な世帯—主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの収入である世帯

- (13) 恩給・年金のみの世帯—収入が恩給・年金のみの世帯
- (14) その他—主な収入が恩給・年金で、その他の収入もある世帯

6 仕送りが主な世帯—主な収入が、別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的にと送られてくる生計費である世帯

7 その他の収入が主な世帯—主な収入が、上記以外で、例えば、家賃・地代、利子・配当、雇用保険、生活保護、土地売却代金、退職金などの収入や、預貯金の引出しなどである世帯 17 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯 高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯(他の世帯員がないもの)をいいます。高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がないもの)をいいます。

[目次](#)

[はじめに](#)

[調査の概要・用語解説](#)

[結果の概要](#)

[統計表](#)